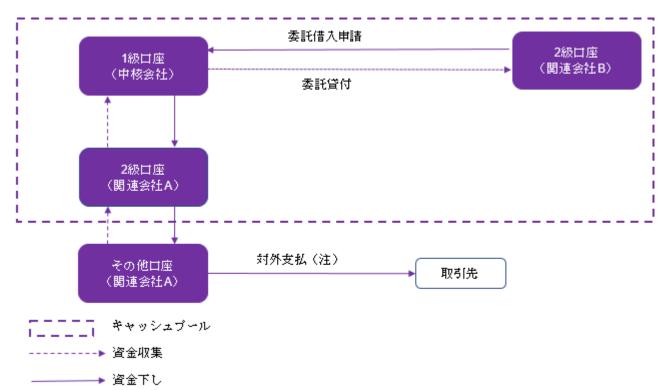


中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: 中国におけるキャッシュプーリング参加際の留意点

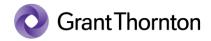
1. 背景

中国において、グループ会社は事業拡大とともに、グループの資金の全体最適の目指すことが目的のため、各関連会社(子会社に限らず、持分法適用会社も参加することが可能)の持つ余剰資金をグループに集約し、キャッシュプーリング体制の導入が進んでいます。中国に複数の子会社・関連会社を有する企業グループにおいては、資金余剰がある関連会社A社と資金不足が生じている関連会社B社が存在する場合、中国における中核会社に資金を集め、キャッシュプーリングの仕組みを用いて、グループ内で資金を融通することにより、利息支出の企業グループ外への流出を防ぐことができます。中国では、民間企業間での貸付行為が禁止されていましたので、余剰資金を銀行に預金として預け、当該銀行経由で資金不足の会社へ貸付を行う、委託貸付けの手法が用いられています。なお、2020年8月に「企業間の貸付け行為等に関する司法解釈の改正」により、事業会社間においても、委託貸付けの方法によらず、直接貸付が可能になりましたので、今後は直接貸付も増えていく可能性があります。例として、中国におけるグループ会社の多級口座キャッシュプーリングの仕組みは以下の通りです。



注:対外支払際に、その他口座の残高が足りない場合、キャッシュブールの口座から支払することができ、その 枠度はキャッシュブールに預ける残高とする。

中国の現地法人は資金繰りが悪化する場合、現地法人とグループ会社と銀行の三方協議を結んで、キャッシュプーリングを利用してより安いコストで資金調達することが可能です。



2. 会計処理及び税務上の留意点

① 会計処理の留意点

キャッシュプーリングに参加する場合、各会社の会計処理は以下の仕訳を切ります。

▶ 資金余剰側(関連会社 A)の会計処理

借方:当座預金(キャッシュプーリング口座) 貸方:当座預金(その他銀行口座) ということで、貸付金としないため、貸倒引当金を計上する必要がありません。

▶ 貸し手側(中核会社)の会計処理

借方:貸付金 貸方:当座預金(キャッシュプーリング口座)

▶ 借り手側(関連会社B)の会計処理

借方: 当座預金(キャッシュプーリング口座) 貸方:借入金

② 税務上の留意点

▶ 法人税

《企業所得税法》、《関連会社間の支払利息の税前控除標準に関する税収政策問題についての通達》(財税「2008」121 号)の規定によると、関連会社は借入金の残高が資本金の 2 倍を超える場合、超える借入金に対応する支払利息は税前控除できないこととなります。合弁企業の現地法人はキャッシュプーリングを利用して借入する際に、借入高と資本金の比率(2:1)を超えないよう留意する必要があります。

▶ 印紙税

《国家税務総局の印紙税に関する若干具体問題に対する解釈と規定についての通達》(国税「1991」 155号)の規定によると、三方協議での委託貸付において借り手が印紙税を納付する義務があります。 合弁企業の現地法人は三方協議での委託契約を結んでキャッシュプーリングを利用する際に、印紙 税の申告及び納付が漏れないよう留意する必要があります。

お見逃しなく!

委託貸付けによるキャッシュプーリングは、銀行手数料がかかりますが、グループ内の資金を有効に活用できる方法です。今後、直接貸付も可能になると、より利便性が高まってまいります。